## 我が国における自筆証書による遺言に係る遺言書の 作成・保管等に関するニーズ調査・分析業務

## 報告書

平成30年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング

## 一目次一

第1章	概要	1
1 - 1.	目的	1
1 - 2.	調査の方法	1
1 - 3.	調査期間	1
第2章	現状分析	2
2 - 1.	現行制度	2
1) 概額	1	2
2) 自筆	証書遺言	2
3) 公正	証書遺言	2
4) 秘密	[証書遺言]	2
2 - 2.	現状調査	3
2 - 3.	遺言書の作成から保管・管理に至る一連の流れ・関係者の行動等	4
1) 退職	送者層	4
2) 現役	層	5
2 - 4.	遺言作成にかかる問題意識(仮説)	5
第3章	自筆証書遺言の保管・管理システムのニーズ	6
	制度概要	
	上提出した遺言書の返還希望(申請の撤回)	
2) 遺言	言書の追加保管	7
3) 相続	E人等が、遺言書の写し等を取得する	7
3 - 2.	アンケート調査(全体調査)	8
1) 属性	<u> </u>	8
2) 遺言	r書について1	.1
3) 相続	である。	.3
4) 遺言	宇作成予定者数の推計 1	.4
3 - 3.	遺言作成者・作成意向者調査1	.6
1) 遺言	7の作成1	6
2) 保管	制度1	.8
3 - 4.	保管制度の利用者像の検討2	22
<i>∆∆∆</i> 4 <i>√∆</i>	インタビュー調本	5

4 - 1.	調査概要	. 25
4 - 2.	調査結果	. 25
<b>学 E 辛</b>	想定する自筆証書遺言の保管制度利用者数(推計)	2 =
用り早 -	心足りる日事証音退言の体官制及利用有数(推訂)	. ວວ

#### 第1章 概要

#### 1-1. 目的

我が国における現行の各種遺言制度の利用実態を把握し、自筆証書による遺言に係る遺言書(以下「自筆証書遺言」という。)の保管に関する制度の設計及びシステム構築等を踏まえた、自筆証書遺言の作成及び管理に関するニーズの調査・分析業務を行うことを目的とするものである。

#### 1-2. 調査の方法

本調査は、文献調査の他、WEB 調査システム及びモニターを調査対象とし、全国の55 歳以上の約8,000人を対象とするアンケート調査(全体調査)を実施した。また、全体 調査の回答者のうち、自筆証書遺言に関心がある者を世代別・性別に1,000人程度抽出 し遺言作成者・作成意向者調査を実施した。

また、インタビュー調査につき、アンケート回答者から選抜して対象者とした。

#### 1-3. 調査期間

平成 30 年 1 月 26 日 $\sim$ 3 月 23 日 ただし、アンケート調査につき 2 月 16 日 $\sim$ 19 日 インタビュー調査につき 3 月 5 日 $\sim$ 8 日

#### 第2章 現状分析

#### 2-1. 現行制度

我が国の遺言制度は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第7章に規定されている。

#### 1)概観

民法上 15 歳に達した者は、遺言能力が認められており、他の法律行為と異なり、未成年者 や制限能力者であっても有効に遺言できる(961 条及び 962 条)。

また、遺言者は包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができるが、遺留分に関する規定に違反することができない(964条)。

遺言には原則として、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言がある(967条)。なお、これらの例外として、「特別の方式」(976条~984条)がある。

#### 2)自筆証書遺言

自筆証書遺言については、遺言者はその全文、日付、氏名を自書したうえ、これに印を押さなければならない。また、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない(968条)。

#### 3)公正証書遺言

公正証書遺言については、以下を満たす必要がある(969条)。

- 一 証人二人以上の立会いがあること。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

#### 4)秘密証書遺言

秘密証書遺言については、以下を満たす必要がある(970条)。

- 一 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。
- 二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。
- 三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

#### 2-2. 現状調査

日本公証人連合会が公表している情報によると、平成 19年~29年まで、各年に作成された公正証書遺言は以下のとおりである。平成 26年以降は年間 10万件以上の公正証書遺言が作成されている。

図表 1 公正証書遺言の作成件数

暦年	作成件数
平成19年	74,160件
平成20年	76,436件
平成21年	77,878件
平成22年	81,984件
平成23年	78,754件
平成24年	88,156件
平成25年	96,020件
平成26年	104,490件
平成27年	110,778件
平成28年	105,350件
平成29年	110,191件

(出所:日本公証人連合会ホームページ)

他方、自筆証書遺言については必ずしも作成数はわからないものの、家庭裁判所での遺言書の検認事件数については以下のとおりである。

図表 2 審判事件数(遺言書の検認数)

暦年	受件数
平成19年	13,309件
平成20年	13,632件
平成21年	13,963件
平成22年	14,996件
平成23年	15,113件
平成24年	16,014件

暦年	受件数
平成25年	16,708件
平成26年	16,813件
平成27年	16,888件
平成28年	17,205件

(出所:平成28年度司法統計 家事事件編 第2表)

## 2-3. 遺言書の作成から保管・管理に至る一連の流れ・関係者の行動等

#### 1)退職者層

既に企業や官公庁を退職している者を想定する。同年代の者に遺言作成者がおり、その話を聞くなどし、また近年テレビ番組等でもとりあげられる「終活」の一環として、遺言を作成する。

多額の現預金資産はなく、持ち家不動産が主たる遺産となる。



- ・会社を退職 (70歳代)
- 子どもは独立
- ・終活の一環と して遺言作成

#### 2)現役層

現役でありながら一定の遺産額を前提に遺言を作成するものとしては、サラリーマンや 公務員ではなく、主に経営者が多いものと想定する。その場合、資産額が多ければより遺 言の確実性が求められるため、自筆証書遺言でなく公正証書遺言を選択する場合も多くな ると考えられ、銀行信託(遺言信託)を行うようなケースもあると考えられる。

企業経営者であれば、経営企業の株や債券、あるいは企業経営にかかる不動産・動産も 相続の対象となる。また、一定程度の現預金資産も保有している。



- 現役の企業経営者
- 一定額の資産保有
- ・子がおり、 事業承継等を念頭に遺言を作成
- ・銀行との付き合いで、遺言信託を利用

#### 2-4. 遺言作成にかかる問題意識(仮説)

<就業者(現役世代)>

- ・公証人役場に赴く時間がない。適切な遺言執行が行われるか不安がある。
- ・自宅以外に保管場所がない。(貸金庫を契約していたり、顧問弁護士を持つのはごく一部)

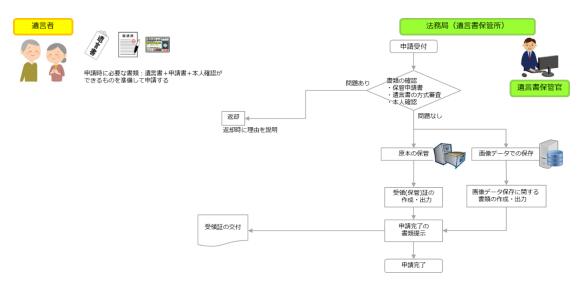
#### <非就業者(定年以降の世代)>

- ・公証人役場に赴く時間はあっても、費用が高いため敬遠する。
- ・既婚者の場合は、自分亡き後、残された伴侶の生活基盤(住居等)が気がかり。
- ・特に多額の資産を持っていなければ、自筆証書遺言を採用する可能性が一定程度ある が、作成にあたっての相談相手に乏しい。

#### 第3章 自筆証書遺言の保管・管理システムのニーズ

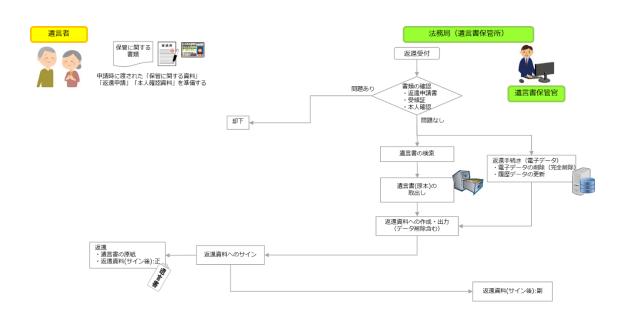
#### 3-1. 制度概要

遺言書の保管制度は、全国に所在する法務局を「遺言書保管所」とし、遺言者の作成した 自筆証書遺言を本人の申出に基づき原本を保管するとともに画像データ化し、デジタルデータも併せて保管するシステムである。遺言書の保管に当たっては、遺言書の方式の適合性について外形的な確認を行った上で保管するものである。

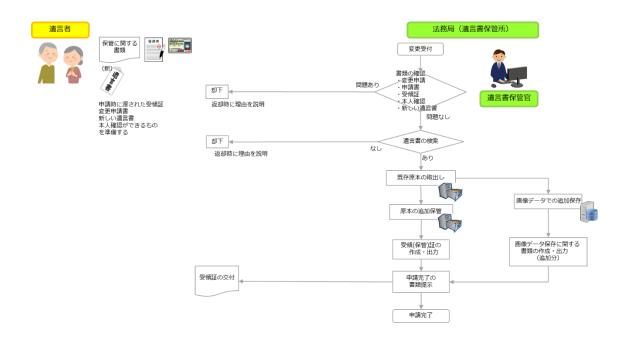


次に、制度の運用を想定した、各取扱いの流れを示す。

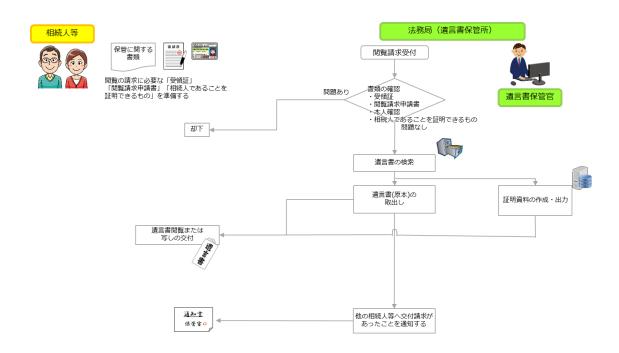
#### 1) 一旦提出した遺言書の返還希望(申請の撤回)



#### 2)遺言書の追加保管



#### 3)相続人等が、遺言書の写し等を取得する

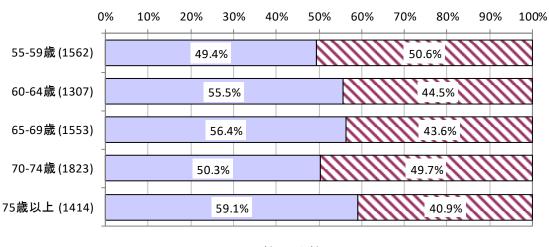


#### 3-2. アンケート調査(全体調査)

本調査では、アンケート協力者全体に対する調査と、その調査により、遺言の作成経験者 又は今後作成の意向がある者に対して実施した「遺言作成者・作成意向者調査」を行ってい る。このうち前段について集計結果を示す。

#### 1)属性

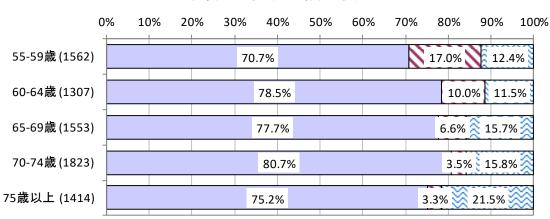
本調査の年代別の性別分布は、以下の通り。75 歳以上では男性がやや多いものの、他の年代では概ね男女は均等であった。



図表 3 年代別 性別

□男性 □女性

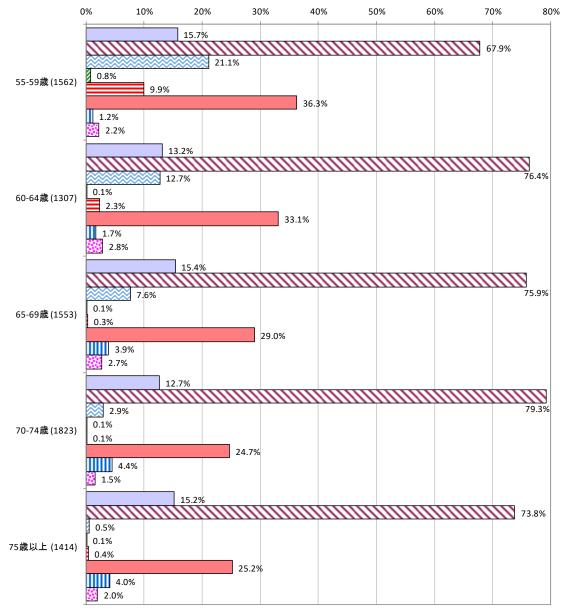
婚姻の状況を尋ねたところ、全ての年代で7割以上が既婚であった。「死別・離別」は年代と共に割合が高くなり75歳以上では2割を超える。



図表 4 年代別 婚姻の状況

□既婚 🖪未婚 🛮 死別・離別

同居する家族構成を尋ねたところ、全ての年代で「配偶者」が最も多く、次いで「子(20歳以上)」となった。また、全ての年代で「単身世帯」が15%前後いることがわかった。



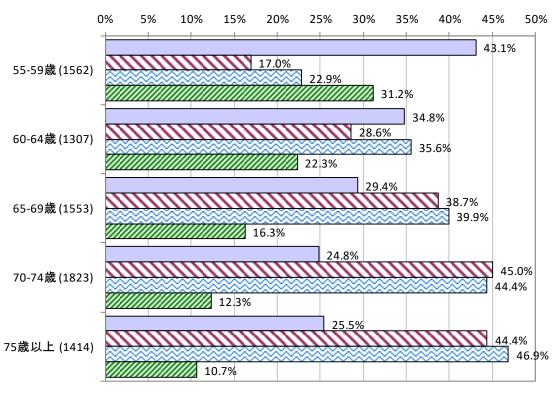
図表 5 年代別 同居する家族の状況

□単身世帯 □配偶者 □親・祖父母 □子(10歳未満) □子(20歳未満) □子(20歳以上) □孫・ひ孫・玄孫 □その他

子どもの有無を尋ねたところ、「同居している子供がいる」割合は 55-59 歳が最も高く 43.1%であった。「別居(同一の都道府県)の子供がいる」は 70-74 歳で 45.0%、次いで 75 歳以上で 44.4%。「別居(他の都道府県)の子供がいる」は 75 歳以上で最も高く 46.9%、次いで 70-74 歳で 44.4%。「別居(都道府県内・外)」率は年代ごと上昇し 70 代以上で 4 割

を超えた。一方、「子供はいない」は最も高い 55-59 歳でも 31.2%に留まった。

図表 6 年代別 子供の有無



□同居している子供がいる

■別居(同一の都道府県)の子供がいる

△別居(他の都道府県)の子供がいる ⊿子供はいない

職業を年代別で比較すると、55-59歳の約7割、60-64歳の約6割は就業している。70代 以上の就業率は低いが主な職業は「自営業(商工サービス)」「パート・アルバイト」であっ た。

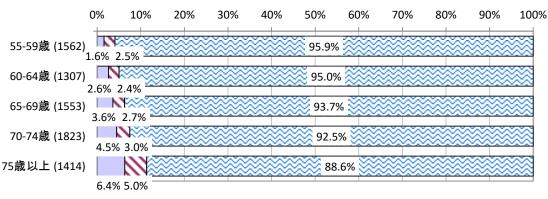
図表 7 年代別 職業

		全体		勤務(一 社員)	会社勤務(管 理職)		会社勤務(経 営者・役員)	員	務員·教職 ・非営利団 体職員	派遣社員·契 約社員		自営業(商工 サービス)		「門職(弁護 士・税理士 等)	パート・アル バイト	その他 業		専業主婦∙主 夫	学生		無職
全体		7659		499	27	2	178		225	295		453		88	723		204	1991	4		2727
	(	100.0%)	(	6.5%)	( 3.69	6)	( 2.3%)	(	2.9%)	( 3.9%)	(	( 5.9%)	(	1.1%)	( 9.4%)	(	2.7%)	( 26.0%)	( 0.1%)	(	35.6%)
55-59歳		1562		304	17	0	41		109	68		122		33	233		53	315	1		113
	(	100.0%)	(	19.5%)	( 10.99	6)	( 2.6%)	(	7.0%)	( 4.4%)		( 7.8%)	(	2.1%)	( 14.9%)	(	3.4%)	( 20.2%)	( 0.1%)	(	7.2%)
60-64歳		1307		132	5	9	61		81	117		107		27	139		37	321	1		225
	(	100.0%)	(	10.1%)	( 4.59	6)	( 4.7%)	(	6.2%)	( 9.0%)		( 8.2%)	(	2.1%)	( 10.6%)	(	2.8%)	( 24.6%)	( 0.1%)	(	17.2%)
65-69歳		1553		37	2	4	31		26	70		96		14	182		43	389	1		640
	(	100.0%)	(	2.4%)	( 1.59	6)	( 2.0%)	(	1.7%)	( 4.5%)		( 6.2%)	(	0.9%)	( 11.7%)	(	2.8%)	( 25.0%)	( 0.1%)	(	41.2%)
70-74歳		1823		20	1	1	23		7	33		79		5	135		43	600	1		866
	(	100.0%)	(	1.1%)	( 0.69	6)	( 1.3%)	(	0.4%)	( 1.8%)		( 4.3%)	(	0.3%)	( 7.4%)	(	2.4%)	( 32.9%)	( 0.1%)	(	47.5%)
75歳以上		1414		6		8	22		2	7		49	-	9	34		28	366	0		883
	(	100.0%)	(	0.4%)	( 0.69	6)	( 1.6%)	(	0.1%)	( 0.5%)	(	( 3.5%)	(	0.6%)	( 2.4%)	(	2.0%)	( 25.9%)	( 0.0%)	(	62.4%)

#### 2)遺言書について

自筆証書遺言・公正証書遺言を作成したことがあるか尋ねたところ、全体で「自筆証書 遺言を作成したことがある (3.7%)」「公正証書遺言を作成したことがある (3.1%)」であ った。

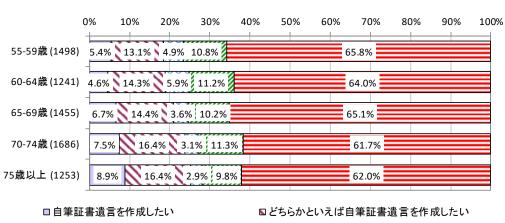
世代別に見ると、作成率が最も高いのは75歳以上で「自筆証書遺言を作成したことが ある (6.4%)」「公正証書遺言を作成したことがある (5.0%)」と回答している。自筆証書 遺言・公正証書遺言共に年代が上がるにつれて作成率も上がる傾向にある。



図表 8 年代別 自筆証書遺言・公正証書遺言作成の経験

□自筆証書遺言を作成したことがある □公正証書遺言を作成したことがある □いずれもない

自筆証書遺言・公正証書遺言を作成したいと思うか尋ねたところ、全ての世代で 3 割以 上が自筆証書遺言・公正証書遺言いずれかを「作成したい(どちらかといえば作成したい)」 と回答している。「作成したい」と考えている人は全ての世代で1割以上であり、自筆証書 遺言が公正証書遺言と比べて若干高いことがわかる。



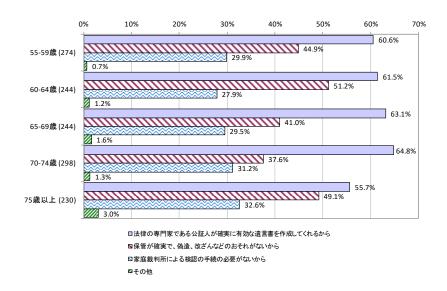
図表 9 年代別 自筆証書遺言・公正証書遺言を作成したいと思うか

□公正証書遺言を作成したい

☑どちらかといえば公正証書遺言を作成したい

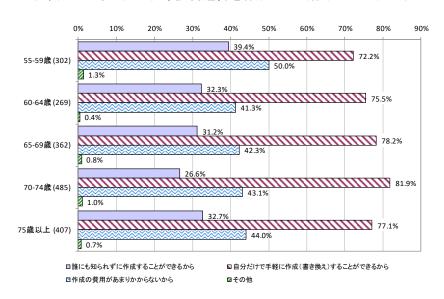
■作成する気はない

公正証書遺言を作成した(作成したい)理由を尋ねたところ、「法律の専門家である公証 人が確実に有効な遺言書を作成してくれるから」が最も高く、次いで「保管が確実で、偽造、 改ざんなどのおそれがないから」「家庭裁判所による検認の手続の必要がないから」と回答 している。年代による大きな差は見られない。



図表 10 年代別 公正証書遺言を作成した(作成したい)理由

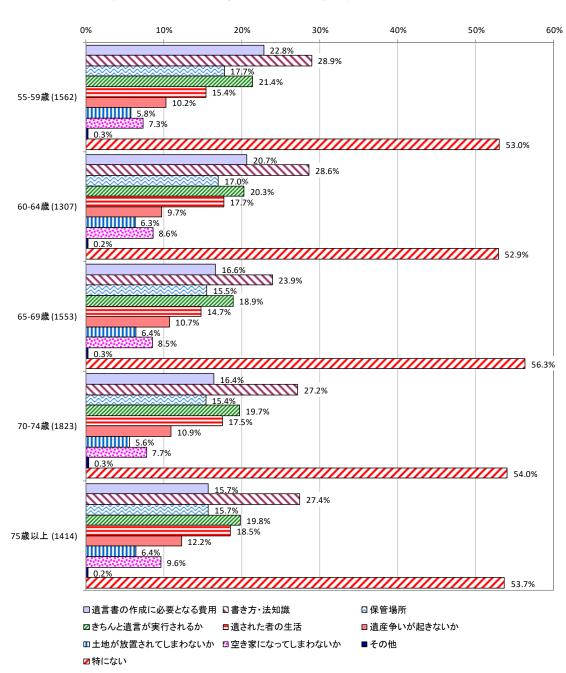
自筆証書遺言を作成した(作成したい)理由を尋ねたところ、「自分だけで手軽に作成(書き換え)することができるから」が最も高く、次いで「作成の費用があまりかからないから」「誰にも知られずに作成することができるから」と回答している。年代による大きな差は見られない。



図表 11 年代別 自筆証書遺言を作成した(作成したい)理由

#### 3)相続の不安

遺言書の作成や相続に関し不安に感じることについて尋ねたところ、不安点として最も多く挙げられたのは「書き方・法知識」で全ての世代で2割以上が不安に感じると回答している。「遺言書の作成に必要となる費用」「きちんと遺言が実行されるか」については55-59歳・60-64歳で2割を超えたが65歳以上になると割合が下がっていく傾向がみられる。



図表 12 年代別 遺言書の作成や相続に関し不安に感じること

#### 4)遺言作成予定者数の推計

アンケート調査結果に示したとおり、7,659名の回答があった。これを、実際の我が国の 人口分布(55歳以上)に照らし、ウェイトバックを行い、遺言作成予定者数を推計する。 まず、回答結果を以下に示す。

問:あなたは、公正証書遺言または自筆証書 遺言を作成したことがありますか。 and 問:あなたは、今後、公正証書遺言または自筆 証書遺言を作成したいと思われますか。	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	合計
自筆証書遺言を作成したことがある	25	34	56	82	63	27	287
自筆証書遺言を作成したい	81	57	97	126	87	25	473
どちらかといえば自筆証書遺言を作成したい	196	178	209	277	152	53	1,065
公正証書遺言を作成したことがある	39	32	42	55	42	29	239
どちらかといえば公正証書遺言を作成したい	162	139	149	191	97	26	764
公正証書遺言を作成したい	73	73	53	52	28	8	287
作成する気はない	986	794	947	1,040	565	212	4,544
合計	1,562	1,307	1,553	1,823	1,034	380	7,659
アンケート回答の割合①	20.4%	17.1%	20.3%	23.8%	13.5%	5.0%	100%

日本人口の割合(総務省統計局、国勢調査による)に基づき再計算するためのウェイト値は以下のとおりである。

人口分布			55歳以上に おける割合③	ウェイト値④(③/①)
55~59歳	7,515,246	6.00%	15.20%	74.5%
60~64歳	8,455,010	6.70%	17.10%	100.2%
65~69歳	9,643,867	7.70%	19.50%	96.2%
70~74歳	7,695,811	6.10%	15.60%	65.5%
75~79歳	6,276,856	5.00%	12.70%	94.1%
80歳以上	9,848,907	7.80%	19.90%	401.1%

ウェイトを乗じ、年代間のバランスを調整した結果は以下のとおりである。(四捨五入の関係で、合計値が 7,658 となっている)

<u>м ст ппши 1,000 ста у с</u>	. 97						
問:あなたは、公正証書遺言または自筆証書 遺言を作成したことがありますか。 and 問:あなたは、今後、公正証書遺言または自筆 証書遺言を作成したいと思われますか。	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	合計
自筆証書遺言を作成したことがある	19	34	54	54	59	108	328
自筆証書遺言を作成したい	60	57	93	83	82	100	475
どちらかといえば自筆証書遺言を作成したい	146	178	201	182	143	213	1,063
公正証書遺言を作成したことがある	29	32	40	36	40	116	293
どちらかといえば公正証書遺言を作成したい	121	139	143	125	91	104	723
公正証書遺言を作成したい	54	73	51	34	26	32	270
作成する気はない	735	796	911	682	532	850	4,506
合計	1,164	1,309	1,493	1,196	973	1,523	7,658

アンケートの回答より、既に自筆証書を作成している方は 328 名 (アンケート全回答者 7,659 名の 4.3%)、また、自筆証書遺言の、今後の作成意向については

- ・自筆証書遺言を作成したい 475名
- ・どちらかといえば自筆証書遺言を作成したい 1,063名 の合計 1,538名であり、アンケート全回答者 7,659名の 20.1%である。

55 歳以上の日本人口 49,435,697 名全体に割り戻すと、自筆証書の作成者・作成見込み者は 以下のとおりとなる。

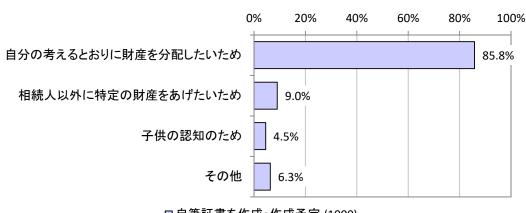
自筆証書遺言を作成済の方(回答 328 件)	2,117,105 名(55 歳以上人口の 4.3%)
今後自筆証書遺言を作成する見込みの方	9,927,157 名(55 歳以上人口の 20.1%))
(回答 1,538 件)	
合計	(自筆証書既作成・作成見込み者の推定数)
	12,044,262 名

#### 3-3. 遺言作成者・作成意向者調査

本調査では、アンケート協力者全体に対する調査と、その調査により、遺言の作成経験者又は今後作成の意向がある者の一部に対して実施した「遺言作成者・作成意向者調査」を行っている。このうち後段について集計結果を示す。

#### 1)遺言の作成

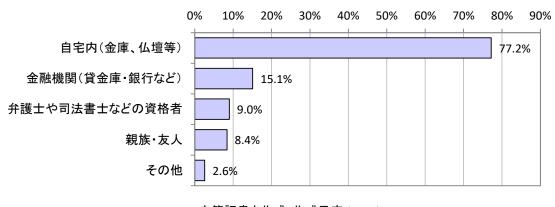
遺言の作成理由について尋ねたところ、「自分の考えるとおりに財産を分配したいため」 が最も多い(85.8%)。自筆証書については、他の選択肢はいずれも10%未満である。



図表 13 遺言を書く目的 (既作成者は、書いた理由)

□自筆証書を作成・作成予定 (1000)

保管場所についてみると、「自宅内(金庫、仏壇等)」が最も多く、77.2%を占める。

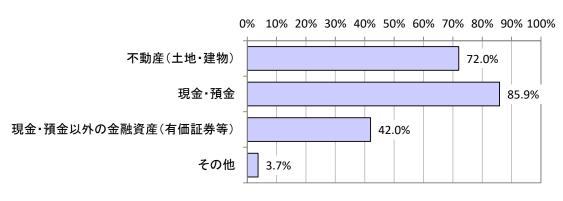


図表 14 遺言の保管場所

□自筆証書を作成・作成予定 (1000)

遺言に記載(予定)の資産についてみると、「現金・預金」が最も多く、次に「不動産(土地・建物)」が多い。

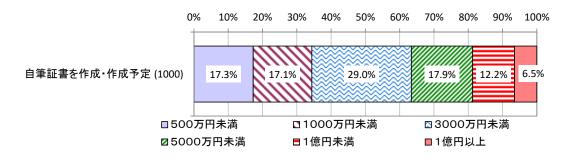
図表 15 遺言に記載(予定)の資産



□自筆証書を作成・作成予定 (1000)

遺言に記載(予定)の資産規模についてみると、「(1000万円以上)3000万円未満」が 6割を占める。

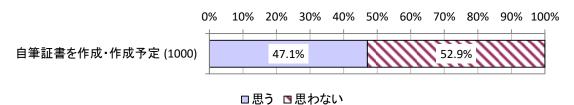
図表 16 遺言に記載 (予定) の資産



#### 2)保管制度

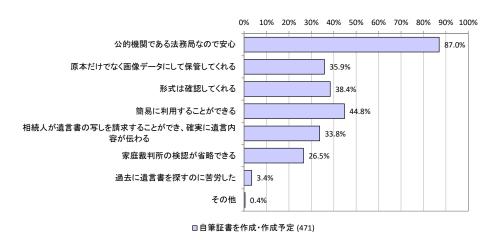
法務局での遺言書の保管制度の概要を説明の上、自筆証書遺言の場合でこの制度を利用 したいと思うかどうかを尋ねたところ、47.1%が利用したいと回答している。

図表 17 保管制度を利用したいと思うか



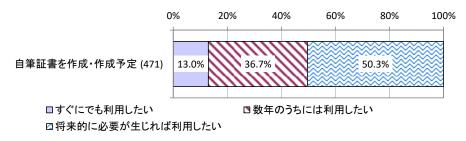
法務局での遺言書の保管制度を利用したい理由としては、「公的機関である法務局なので 安心」「簡易に利用することができる」の順に多く、次いで「形式は確認してくれる」が多 く、形式要件の具備に一定の不安を持つ自筆遺言作成者にとって、求められている機能であ ることがうかがわれる。

図表 18 保管制度を利用したいと思う理由



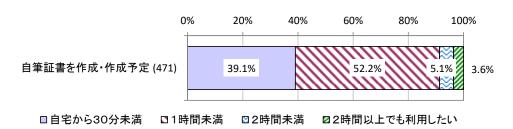
法務局での遺言書の保管制度を利用したい時期についてみると、「すぐにでも利用した」 いが 13.0%、「数年のうちに利用したい」が 36.7%であり、約半数が早期の制度利用を求め ていることが判明した。

図表 19 保管制度を利用したい時期



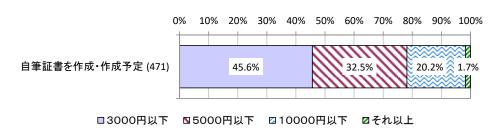
法務局での遺言書の保管制度を利用する場合に、手続き場所が自宅からどれくらいの距離 (時間) であれば許容できるかを尋ねたところ、「30 分未満」が 39.1%、「1 時間未満」が 52.2%であった。

図表 20 保管制度を利用する場合、手続き場所として許容できる自宅からの距離(時間)



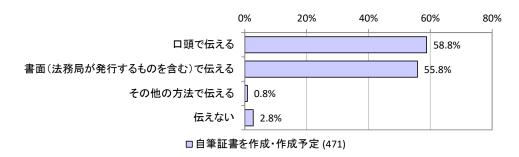
法務局での遺言書の保管制度を利用する場合に、手続き費用がいくらくらいまで許容できるかを尋ねたところ、「3000円以下」が最も多く 45.6%と半数近くを占めている。また「5000円以下」が 32.5%、「10000円以下」が 20.2%であり、全体としては「5000円以下」 という低廉な費用設定を期待していることがうかがわれる。

図表 21 保管制度を利用する場合、手続き場費用して許容できる金額



法務局で遺言書を保管した事実を相続人に対してどのように伝えるかを尋ねたところ、「口頭で伝える」が 58.8%で最も多く、次いで「書面(法務局が発行するものを含む)で伝える」が 55.8%であり、遺言書を保管した場合には、書面の交付に対するニーズが高いことがうかがえる。

図表 22 保管制度を利用したことを相続人に伝える方法



法務局で遺言書を保管した事実を誰に伝えるかを尋ねたところ、「関係者全員」が最も多く、次に「特定の相続人」が多いことが分かった。

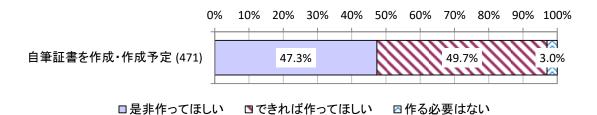
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 関係者全員 52.6% 特定の相続人 44.3% 9.6% 特定の受遺者 4.6% 特定の遺言執行者 その他 0.0%

図表 23 法務局で遺言を保管した事実を誰に伝えるか

□自筆証書を作成・作成予定 (458)

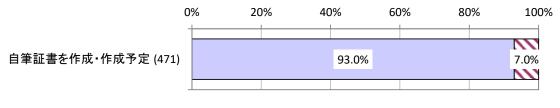
将来、法務局に保管した遺言を作成した方が亡くなられた情報を法務局が把握して、法務局から、遺言を作成した方の相続人等に対し、「法務局が遺言書をお預かりしていること」を自動的にお知らせする制度がある方がよいかを尋ねたところ、「是非作ってほしい (47.3%)」、「できれば作ってほしい(49.7%)」との回答であり 95%以上が自動的にお知らせする制度を求めている。

図表 24 法務局が死亡情報を把握し、法務局から遺言書を作成した方の相続人や希望する方に対し、「法務局が遺言書をお預かりしている」ことを自動的にお知らせするといった制度がある方がよいか



法務局で保管している遺言書の有無が分からない相続人が法務局に保管されているかどうか確認することができる制度を利用したいかどうか尋ねたところ、「利用したい」が9割以上で、大多数を占めている。

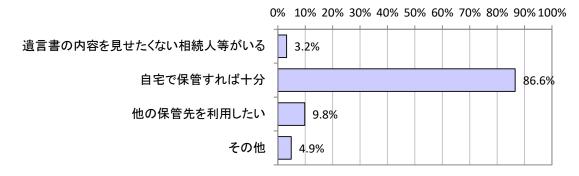
## 図表 25 相続人が法務局に対し、遺言書の保管有無を確認することができる制度を利用した いと思うか



□利用したい □利用するつもりはない

遺言書の保管制度を利用したいと思わない理由を尋ねたところ、「自宅で保管すれば十分」 が最も多く(86.6%)「他の保管先を利用したい」は9.8%であった。

図表 26 遺言書の保管制度を利用したいと思わない理由

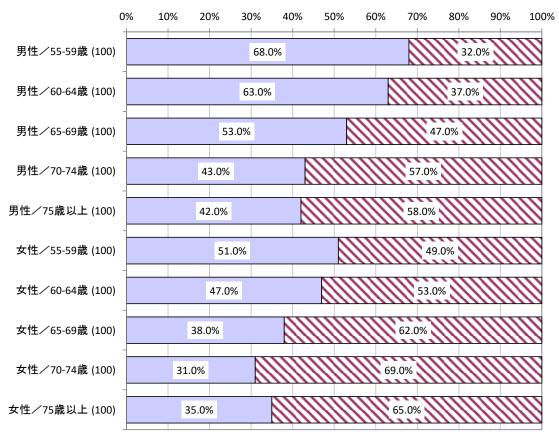


□自筆証書を作成・作成予定 (529)

#### 3-4. 保管制度の利用者像の検討

次に、保管制度の利用者像をそれぞれ検討する。

はじめに、性別・年代別のグループ毎にみる。自筆証書遺言作成(予定)者で保管制度の利用意向が高いのは、全体に55~64歳くらいまでの比較的若い年代、また男性で、利用意向が高い傾向にあり、高齢なほど、利用意向が低い傾向がみられる。

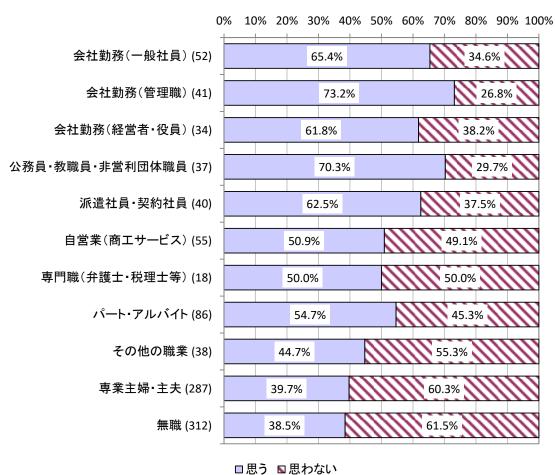


図表 27 保管制度利用意向(性別・年代別)

□思う □思わない

自筆証書遺言作成者・作成予定者の利用意向を職業別にみると、無職や専業主婦・主夫は利用意向者が半数を下回っている。特に利用意向が高いのは「会社勤務(管理職)」や「公務員・教職員・非営利団体職員」で、いずれも70%以上が利用したいと回答している。

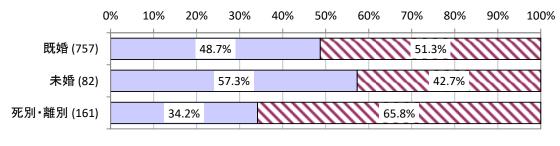
図表 28 保管制度利用意向 (職業別、自筆証書遺言作成者・作成予定者)



□心ノ ■心イノない

自筆証書遺言作成者・作成予定者の利用意向を婚姻状況別にみると、未婚者の利用意向が最もが高く(57.3%)、既婚者では48.7%である。婚姻経験があっても死別・離別している場合は、34.2%に留まっている。

図表 29 保管制度利用意向(婚姻状況別、自筆証書遺言作成者・作成予定者)



□思う □思わない

自筆証書遺言作成者・作成予定者の利用意向を子の有無別にみると、子がいる者に比べ、 子がいない者の方が、保管制度の利用意向は高い(50.8%)。相続という観点からは、子の 有無により法定相続の対象が大きく異なることも一因と考えられる。ただし、子がいる者で あっても 46.2%が利用意向を有しており、その差は小さい。

図表 30 保管制度利用意向 (子の有無別、自筆証書遺言作成者・作成予定者)



□思う □思わない

自筆証書遺言作成者・作成予定者の利用意向を、遺言に示す対象資産規模別にみると、500万円未満の場合には、利用意向を持つ割合が40.5%であるのに対し、1億円以上の場合には61.5%が利用意向を持っている。資産規模が多い者の人数自体は少ないものの、資産規模が大きいほど、利用意向が高い傾向がみられる。

図表 31 保管制度利用意向(遺言に示す対象資産規模別、自筆証書遺言作成者・作成予定者)



以上からみられる、保管制度利用意向者に多くみられるパターンは以下のとおりである。

- ○55~64歳の現役世代(就業中)
- ○男性
- ○遺産額が多い
- ○既婚者で子がいる ○未婚者または離別・死別経験者で子がいない

#### 第4章 インタビュー調査

#### 4-1. 調査概要

インタビュー調査は、前掲アンケート調査の回答者のうち、自筆証書遺言の保管制度利用を予定する回答者につき、インタビューの実施に同意いただいた方を対象とした。

調査会場は受託者の保有する会議室とし、インタビューは 1 名あたり  $40\sim45$  分の実施とした。

#### 4-2. 調査結果

#### (1)50歳代後半 男性

#### ① プロフィール

既婚者であり、妻の職業はパートタイマー。子は2人(1人は社会人として別居独立、1人は高校生)。

自身の職業は金融・保険業勤務である。

#### ② 本アンケートを見る前から遺言を書いていた(書く気はあった)か?

仕事柄、遺言に関することを多少耳にする立場であり、その範囲で勉強をしていたことがある。実際に本を読んだり、専門家にたずねたりというレベルには達していない。(学生時代の友人等に弁護士等の専門家もいるが、特にたずねよう、とまでは現段階では思っていない)

#### ③ 何歳になるころに、あるいはどういうときに遺言を書くつもり(書いた)か?

遺言書を書こうと思ったのは10年ほど前である。当時のきっかけは、夫婦仲が冷え込み、離婚の可能性があったこと、その場合で、自身に何かがあったとき遺産処理を円滑に行う必要があるからである。

当時は子どもが幼く、いろいろと考えるところがあったが、いまは一旦落ち着いており、 退職か、下の子の独立のタイミングくらいには遺言書を書きたいと考えている。

# ④ 遺言書を作成する(した)場合に、そのことを誰かに伝えますか(伝える場合には誰にどのような方法(口頭・書面・その他)で伝えますか。)

口頭で、というのは遺失が起こりそうで怖い。書面で残し、伝えるべきだと考えている。

## ⑤ 保管制度では、遺言書をお預かりする際、保管証のような書面をお渡しする予定ですが、それは どのようにしますか(例:金庫に保管、廃棄、親族等に預けるなど)。

生命保険の保険証券や家の権利書等を収納するスペースがあるので、そこにしまうことになるだろう。

⑥ 将来,法務局に保管した遺言を作成した方が亡くなられた情報を法務局が把握して,法務局から遺言を作成した方の相続人や希望する方に「法務局が遺言をお預かりしている」ことを自動的にお知らせするといった制度ができたら良いと思いますか。

あった方がよい。ただ、任意でよいのだろうか。相続人の機会均等という意味では、すべての場合に通知すべきではないだろうか。

# ⑦ 保管制度についてのご意見、通知制度の利用意向(どういう条件であれば利用するか。(より使いやすいか))

自宅からは 2 キロ圏くらいのところに法務局があるが、公共交通だと乗り換えが必要である。ただ、職場の近くにも法務局があるので、サラリーマンであるうちは昼休みに法務局に赴く、といったことは苦ではない。

ただ、できることならば実際に法務局に出向かず、自宅である程度の手続きはできないだろうか。確定申告がインターネットでできるようになったように、インターネットを活用することで、どこからでも遺言保管を依頼できる、ということでできると大変便利である。

⑧ 遺言書を保管した後、例えば、新たな不動産を取得し、特定の者に相続させたいという事情が生じた時に、遺言書を書き換えたりすることが想定されます。法務局に保管した遺言書については、その後の改ざん防止のため、保管しているままで修正をすることができず、その代わり a.追加で作成した遺言を保管する方法 と b.一度預けた遺言の返還を求め、新たな遺言書を保管する方法があります。あなたがこのような状況となった場合、どちらの方法を利用したいですか。

なんとなく不安なので、過去に書いたものを見ながら書くということもあると思う。いったん返して貰い、そのうえで再作成した遺言書を改めて保管してもらいたい。

#### 9 保管制度への更なる期待はあるか?

良い仕組みだとは思うが、しっかり周知をしなければ利用者が増えないのではないか。

#### (2) 50歳代後半 女性-1

#### ① プロフィール

既婚者であり、官公庁役場の職員として勤務(戸籍課)している。夫はサラリーマンであり、 1歳年上である。子はない。

#### ② 本アンケートを見る前から遺言を書いていた(書く気はあった)か?

まだ手をつけていないが、今後書くつもりである。義父が公正証書遺言を遺していたので、遺産相続がスムーズにいっていて、遺言書があるべきと実感した。また、遺言書というほど 大げさではないが、数年前に亡くなった母親がエンディング・ノートを遺しており、自分の 意思をしっかりと書き残しておく方がよいとも感じた。

自身夫婦には子がいないが、遺産の一部を姪(特によくしてくれている1名、30歳代前半)に譲りたいと考えている。そうすると法定相続のみでは実現できないため、遺言は必須である。

#### ③ 何歳になるころに、あるいはどういうときに遺言を書くつもり(書いた)か?

目安として、60歳くらいまでには書くつもりである。父親がまだ存命(80歳代前半)ではあるが、少なくとも父親が亡くなったあとには速やかに遺言書を作成しておきたい。

# ④ 遺言書を作成する(した)場合に、そのことを誰かに伝えますか(伝える場合には誰にどのような方法(口頭・書面・その他)で伝えますか。)

夫と、その際存命であれば父には口頭で教える。あえて書面で残さなくても身近なので問題ない。ただし、もし父親に認知症の症状等が出るようであれば書面が必要とも思う。 姪にも資産を譲りたいが、兄弟(姪の親)には何かを遺す、という気がないので、姪に教えると兄弟仲に影響する可能性があるので、姪には教えないだろう。

## ⑤ 保管制度では、遺言書をお預かりする際、保管証のような書面をお渡しする予定ですが、それは どのようにしますか(例:金庫に保管、廃棄、親族等に預けるなど)。

小型金庫が家にあるので、そこに保管する。大切なものはそこに保管するようにしている ので、夫もわかっている。

⑥ 将来,法務局に保管した遺言を作成した方が亡くなられた情報を法務局が把握して,法務局から遺言を作成した方の相続人や希望する方に「法務局が遺言をお預かりしている」ことを自動的にお知らせするといった制度ができたら良いと思いますか。

あった方がよく、相続を受ける者全員に知らせて欲しい。

## ⑦ 保管制度についてのご意見、通知制度の利用意向(どういう条件であれば利用するか。(より使いやすいか))

自宅、職場いずれも徒歩圏に法務局がある。また、東京法務局も自宅、職場から電車で簡単にアクセスできるので、法務局を訪れることは苦でない。

夫の実家では小型金庫を盗まれたことがあり、金庫が絶対に安全とも思っておらず、法務 局で預かってもらえるならば、それに越したことはない。

⑧ 遺言書を保管した後、例えば、新たな不動産を取得し、特定の者に相続させたいという事情が生じた時に、遺言書を書き換えたりすることが想定されます。法務局に保管した遺言書については、その後の改ざん防止のため、保管しているままで修正をすることができず、その代わり a.追加で作成した遺言を保管する方法 と b.一度預けた遺言の返還を求め、新たな遺言書を保管する方法があります。あなたがこのような状況となった場合、どちらの方法を利用したいですか。

いったん返して貰い、そのうえで再作成した遺言書を改めて保管してもらいたい。自分が 仕事柄、公文書の発行受付、お渡しをすることもある。その感覚からすると、こういった遺 言のようなものは「追加受理」よりも「差し替え」という形式で預け直し、という形にする べきだと思う。

#### 9 保管制度への更なる期待はあるか?

信託銀行がやっていたりするようだが、遺言の書き方や仕組みをレクチャーし、これとあ わせ保管制度をアピールする、というのを公的機関がやってはどうか。例えば区役所であっ たり、弁護士会であったりというところでできないか。

#### (3)50歳代後半 女性-2

#### ① プロフィール

既婚者であり、専業主婦。夫は弁護士であるが、大病を何度か患ったこともあり、実質引退状態である。子は1人(高校生)。

#### ② 本アンケートを見る前から遺言を書いていた(書く気はあった)か?

15 年ほど前に書いている。ただ、その後内容を改めていない。そのうち書き直しが必要と考えている。

#### ③ 何歳になるころに、あるいはどういうときに遺言を書くつもり(書いた)か?

夫が再婚であり、先妻との間に子がいる。また、自分と夫の間の子がまだ 2 歳のとき、(自分は当時 44 歳であった) 夫が大病を患っており、その際にはじめて夫が遺言書を書いてくれた。自身には大した資産があるわけではないが、それをきっかけに自分も遺言書を作成した。

④ 遺言書を作成する(した)場合に、そのことを誰かに伝えますか(伝える場合には誰にどのような方法(口頭・書面・その他)で伝えますか。)

夫と子にのみ教えている。夫が弁護士なので、遺言の意義、法律効果などは夫が子に教えており、いまは理解できているようだ(子も法学部志望であり、興味を持っている)。 同居夫婦間・親子間なので、お互い遺言の保管場所をわかっている。

⑤ 保管制度では、遺言書をお預かりする際、保管証のような書面をお渡しする予定ですが、それはどのようにしますか(例:金庫に保管、廃棄、親族等に預けるなど)。

家の中の金庫に入れる。既に書いてある自筆証書遺言も家の中の金庫に保管している。なお、夫が弁護士として活発に働いていた時には、付き合いのある銀行の貸金庫に保管していた。

⑥ 将来、法務局に保管した遺言を作成した方が亡くなられた情報を法務局が把握して、法務局から 遺言を作成した方の相続人や希望する方に「法務局が遺言をお預かりしている」ことを自動的にお 知らせするといった制度ができたら良いと思いますか。

自分の関係でいえば、知らせる制度は有ってよいし、知らせてもらってよい。夫については、前妻との間の子に知らせが行くというのは、心持ちはよくない。

⑦保管制度についてのご意見、通知制度の利用意向(どういう条件であれば利用するか。(より使いやすいか))

自宅徒歩10分のところ(区役所の近く)に法務局があるのでそれであれば便利。東京法

務局まで行かねばならないとしたらちょっと苦痛を感じる。

⑧ 遺言書を保管した後、例えば、新たな不動産を取得し、特定の者に相続させたいという事情が生じた時に、遺言書を書き換えたりすることが想定されます。法務局に保管した遺言書については、その後の改ざん防止のため、保管しているままで修正をすることができず、その代わり a.追加で作成した遺言を保管する方法 と b.一度預けた遺言の返還を求め、新たな遺言書を保管する方法があります。あなたがこのような状況となった場合、どちらの方法を利用したいですか。

いったん返して貰うほうがよいが、法務局まで行くのは、本局だとしたら面倒である。自宅近くの法務局で済むのであればいったん返して貰って、再預けをすると思う。

#### 9 保管制度への更なる期待はあるか?

この制度を利用し、ひいては円滑な相続に貢献することに対して、インセンティブを与えるようにしたら普及が進むのでないか。例えば相続税率が若干でも低くなる、等はできないか。

また、手続きがいかに簡単になるのか。印鑑証明カードのような引き換えカードを相続人 に渡しておいたら、自身が死んでしまった際そのカードで簡単に遺言を引き取れる、等。

#### (4)60歳代後半 女性

#### ① プロフィール

既婚者であり、子は1人(女性、結婚しており県外在住)。 現在は専業主婦。夫も既に定年退職している。

#### ② 本アンケートを見る前から遺言を書いていた(書く気はあった)か?

夫婦ともに、もしものときのために書こうと考えている(まだ書いていない)。

#### ③ 何歳になるころに、あるいはどういうときに遺言を書くつもり(書いた)か?

投資マンションが夫名義、現住するマンションは夫と自分の共有になっている。お互い、 片方が亡くなったときの住まいの不安があるので、遺産について整理しておかなければな らないと考えており、数年のうちには書こうと思っている。

# ④ 遺言書を作成する(した)場合に、そのことを誰かに伝えますか(伝える場合には誰にどのような方法(口頭・書面・その他)で伝えますか。)

夫と子には知らせる(夫とは一緒に書くかもしれない)。子に対しては、頻繁に会うわけでもないので、電話で知らせる程度だと思う。

## ⑤ 保管制度では、遺言書をお預かりする際、保管証のような書面をお渡しする予定ですが、それはどのようにしますか(例:金庫に保管、廃棄、親族等に預けるなど)。

通帳等や印鑑を保管しているところに一緒に保管することにすると思う。

# ⑥ 将来、法務局に保管した遺言を作成した方が亡くなられた情報を法務局が把握して、法務局から遺言を作成した方の相続人や希望する方に「法務局が遺言をお預かりしている」ことを自動的にお知らせするといった制度ができたら良いと思いますか。

われわれ夫婦の場合はどちらかがわかっているから大丈夫だと思うが、一般論としては あった方がよいのではないか。また相続を受ける者全員に知らせる方がよいのではないか と思う。

# ⑦ 保管制度についてのご意見、通知制度の利用意向(どういう条件であれば利用するか。(より使いやすいか))

市内に法務局がないので、電車で出かけることになると思う(鎌倉市在住)。体が動くうちであれば、出かけるのは苦ではないので問題はないが、足腰が弱ってからだと、それほど遠くには出かけづらい。移動法務局のようなものがあって、週に 1 回とかでも市役所に法務局が来て手続きできる、とかがあるといいと思う。

⑧ 遺言書を保管した後、例えば、新たな不動産を取得し、特定の者に相続させたいという事情が生じた時に、遺言書を書き換えたりすることが想定されます。法務局に保管した遺言書については、その後の改ざん防止のため、保管しているままで修正をすることができず、その代わり a.追加で作成した遺言を保管する方法 と b.一度預けた遺言の返還を求め、新たな遺言書を保管する方法があります。あなたがこのような状況となった場合、どちらの方法を利用したいですか。

前述のように少し時間がかかるので、多少面倒ではあるが、返して貰いたいし、書き直したあとはまた預けたい。

#### 9 保管制度への更なる期待はあるか?

相続手続きそのものについて、勉強しないとよくわからない。保管について法務局で扱うのであれば、相続に対するアドバイス等の窓口も一緒にしてほしい。

#### (5)80歳代前半 男性

#### ① プロフィール

都内在住。既婚者であり、自営業。妻は専業主婦で、子は2名。いずれも女性で、結婚している(2人とも自宅から1時間圏内に在住)。

#### ② 本アンケートを見る前から遺言を書いていた(書く気はあった)か?

昨年から手元のノートに情報を整理し始めているところ。

#### ③ 何歳になるころに、あるいはどういうときに遺言を書くつもり(書いた)か?

身のまわりで何人かの友人から、遺言を書いたという話を聞いたころ、ちょうど家族から 「自宅の骨董品や蔵書の処分についてそろそろ考えて欲しい」との話を受けたので、遺言書 を書くべき時が来たのだと考えた。

自身の父親も遺言書を遺していたので、いつかは書かないといけない、という気持ちではいた。

資産額は大したことがないのだが、とにかく大量の蔵書があるので、これをまっとうな処分をして欲しい、ということが大きな作成動機である。専門の古書店に売ればそれなりに値が付き、子や妻の生活の足しになると思うので、そういった処分方法まで教えておかなければいけないと考えている。

# ④ 遺言書を作成する(した)場合に、そのことを誰かに伝えますか(伝える場合には誰にどのような方法(口頭・書面・その他)で伝えますか。)

おそらく妻と子に教えるが、子は同居していないので書面になると思う。

⑤ 保管制度では、遺言書をお預かりする際、保管証のような書面をお渡しする予定ですが、それはどのようにしますか(例:金庫に保管、廃棄、親族等に預けるなど)。

家の中で証券・証書類と一緒に保管する。

⑥ 将来、法務局に保管した遺言を作成した方が亡くなられた情報を法務局が把握して、法務局から遺言を作成した方の相続人や希望する方に「法務局が遺言をお預かりしている」ことを自動的にお知らせするといった制度ができたら良いと思いますか。

自分の関係は関係者が少ないので、なくても大変に困る、ということはないが、制度がある方が、手間がはぶけて便利だと思う。

## ⑦ 保管制度についてのご意見、通知制度の利用意向(どういう条件であれば利用するか。(より使いやすいか))

それほど法務局に縁はないが、土地建物の取引をしたときに行ったことがあり、それほど

不便には感じなかった。法務局の駐車場が使えるのならば、行くことに不便はない。

⑧ 遺言書を保管した後、例えば、新たな不動産を取得し、特定の者に相続させたいという事情が生じた時に、遺言書を書き換えたりすることが想定されます。法務局に保管した遺言書については、その後の改ざん防止のため、保管しているままで修正をすることができず、その代わり a. 追加で作成した遺言を保管する方法 と b. 一度預けた遺言の返還を求め、新たな遺言書を保管する方法があります。あなたがこのような状況となった場合、どちらの方法を利用したいですか。

上述のように、法務局自体にそれほど不便さを感じないので、法務局に行って返してもらい、また改めて遺言を預ける、ということになると思う。

#### 9 保管制度への更なる期待はあるか?

保管制度ができて便利に、とはいうが、そもそも遺言を書くこと自体が一般の人間には敷 居の高い行動である。書くことそのものにサポートがあるとよいのだが。

#### 第5章 想定する自筆証書遺言の保管制度利用者数(推計)

本章では、自筆証書遺言の保管制度が導入された場合、全国でどれだけの方が利用すると 考えられるのかのイメージを得るため、アンケート回答結果を基にした推計を行う。

#### (1)保管希望者

第3章で示したとおり、法務局での遺言書保管制度の利用意向については、自筆証書の作成者または作成見込みの者1,000名が回答した。その内訳(既に自筆証書遺言を作成した者であるか、今後作成見込みの者であるか)は以下のとおり。

図表 32 保管制度利用意向を有する者 (年齢別内訳)

<既に作成>	全体	保管制度を 利用したいと 思わない	保管制度を利用したいと思う		用したいと思う (内訳) 数年のうちに は利用したい	将来的に必 要が生じれ ば利用したい
小計	154	87	67	18	32	17
	( 100.0%)	( 56.5%)	( 43.5%)	( 11.7%)	( 20.8%)	( 11.0%)
55-59歳	16	9	7	2	4	1
	( 100.0%)	( 56.3%)	( 43.8%)	( 12.5%)	( 25.0%)	( 6.3%)
60-64歳	25	12	13	2	7	4
	( 100.0%)	( 48.0%)	( 52.0%)	( 8.0%)	( 28.0%)	( 16.0%)
65-69歳	30	17	13	2	8	3
	( 100.0%)	( 56.7%)	( 43.3%)	( 6.7%)	( 26.7%)	( 10.0%)
70-74歳	37	24	13	6	5	2
	( 100.0%)	( 64.9%)	( 35.1%)	( 16.2%)	( 13.5%)	( 5.4%)
75-79歳	32	16	16	5	6	5
	( 100.0%)	( 50.0%)	( 50.0%)	( 15.6%)	( 18.8%)	( 15.6%)
80歳以上	14	9	5	1	2	2
	( 100.0%)	( 64.3%)	( 35.7%)	( 7.1%)	( 14.3%)	( 14.3%)

	全体	保管制度を 利用したいと 思わない	保管制度を利用したいと	すぐにでも利	1	将来的に必要が生じれ
<今後作成見込み>			思う	用したい	は利用したい	ば利用したい
小計	846	442	404	43	141	220
	( 100.0%)	( 52.2%)	( 47.8%)	( 5.1%)	( 16.7%)	( 26.0%)
55-59歳	184	72	112	12	32	68
	( 100.0%)	( 39.1%)	( 60.9%)	( 6.5%)	( 17.4%)	( 37.0%)
60-64歳	175	78	97	10	27	60
	( 100.0%)	( 44.6%)	( 55.4%)	( 5.7%)	( 15.4%)	( 34.3%)
65-69歳	170	92	78	10	29	39
	( 100.0%)	( 54.1%)	( 45.9%)	( 5.9%)	( 17.1%)	( 22.9%)
70-74歳	163	102	61	4	31	26
	( 100.0%)	( 62.6%)	( 37.4%)	( 2.5%)	( 19.0%)	( 16.0%)
75-79歳	118	72	46	5	16	25
	( 100.0%)	( 61.0%)	( 39.0%)	( 4.2%)	( 13.6%)	( 21.2%)
80歳以上	36	26	10	2	6	2
	( 100.0%)	( 72.2%)	( 27.8%)	( 5.6%)	( 16.7%)	( 5.6%)

これを、14ページに示した年代別のウェイト率で乗じると、次頁のとおりとなる。

図表 33 保管制度利用意向を有する者 (年齢別内訳、年齢調整後)

		保管制度を		保管制度を利	用したいと思う (内訳)	
<既に作成>	全体	利用したいと思わない	保管制度を 利用したいと 思う	すぐにでも利 用したい	数年のうちに は利用したい	将来的に必 要が生じれ ば利用したい
小計	176	102	74	18	35	22
	( 100.0%)	( 57.8%)	( 42.2%)	( 10.2%)	( 19.6%)	( 12.3%)
55-59歳	12	7	5	1	3	1
	( 100.0%)	( 56.3%)	( 43.8%)	( 12.5%)	( 25.0%)	( 6.3%)
60-64歳	25	12	13	2	7	4
	( 100.0%)	( 48.0%)	( 52.0%)	( 8.0%)	( 28.0%)	( 16.0%)
65-69歳	29	16	13	2	8	3
	( 100.0%)	( 56.7%)	( 43.3%)	( 6.7%)	( 26.7%)	( 10.0%)
70-74歳	24	16	9	4	3	1
	( 100.0%)	( 64.9%)	( 35.1%)	( 16.2%)	( 13.5%)	( 5.4%)
75-79歳	30	15	15	5	6	5
	( 100.0%)	( 50.0%)	( 50.0%)	( 15.6%)	( 18.8%)	( 15.6%)
80歳以上	56	36	20	4	8	8
	( 100.0%)	( 64.3%)	( 35.7%)	( 7.1%)	( 14.3%)	( 14.3%)

		保管制度を		保管制度を利	用したいと思う	
     <今後作成見込み>	全体	利用したいと思わない	保管制度を 利用したいと 思う	すぐにでも利 用したい	(内訳) 数年のうちに は利用したい	将来的に必 要が生じれ ば利用したい
小計	838	459	379	44	138	197
	( 100.0%)	( 54.8%)	( 45.2%)	( 5.2%)	( 16.5%)	( 23.5%)
55-59歳	137	54	83	9	24	51
	( 100.0%)	( 39.1%)	( 60.9%)	( 6.5%)	( 17.4%)	( 37.0%)
60-64歳	175	78	97	10	27	60
	( 100.0%)	( 44.6%)	( 55.4%)	( 5.7%)	( 15.4%)	( 34.3%)
65-69歳	163	88	75	10	28	38
	( 100.0%)	( 54.1%)	( 45.9%)	( 5.9%)	( 17.1%)	( 22.9%)
70-74歳	107	67	40	3	20	17
	( 100.0%)	( 62.6%)	( 37.4%)	( 2.5%)	( 19.0%)	( 16.0%)
75-79歳	111	68	43	5	15	24
	( 100.0%)	( 61.0%)	( 39.0%)	( 4.2%)	( 13.6%)	( 21.2%)
80歳以上	144	104	40	8	24	8
	( 100.0%)	( 72.2%)	( 27.8%)	( 5.6%)	( 16.7%)	( 5.6%)

14 頁に示した質問は、本調査全体の回答者を母集団としており、1,866 件の「自筆証書の作成者」回答から、日本全体で12,044,262 名いるものと推定したところである。翻って本問は、回答者の母集団数が異なり(14 頁に示した質問の回答者のうち一部が回答)、1,014 件の母集団から全体推計を行う。具体的には、自筆証書遺言作成済みの方の回答176件を2,117,105名に、今後作成見込みの方の回答838件を9,927,157名に割り戻す。

図表 34 保管制度利用意向を有する者(年齢別内訳、全国推計)

				保管制度を利	用したいと思う			
		保管制度を	(内訳)					
	全体	利用したいと	保管制度を	すぐにでも利	数年のうちに	将来的に必		
<既に作成>		思わない	利用したいと思う	用したい	は利用したい	要が生じれ ば利用したい		
小計	2,117,105	1,224,170	892.935	216,894	415,806	260,234		
(1.0)	( 100.0%)	( 57.8%)	( 42.2%)	( 10.2%)	( 19.6%)	( 12.3%)		
55-59歳	143.174				35.794	8,948		
	( 100.0%)	( 56.3%)	( 43.8%)	( 12.5%)	( 25.0%)	( 6.3%)		
60-64歳	300,776	144,372	156,404	24,062	84,217	48,124		
	( 100.0%)	( 48.0%)	( 52.0%)	( 8.0%)	( 28.0%)	( 16.0%)		
65-69歳	346,391	196,288	150,103	23,093	92,371	34,639		
	( 100.0%)	( 56.7%)	( 43.3%)	( 6.7%)	( 26.7%)	( 10.0%)		
70-74歳	291,154	188,856	102,297	47,214	39,345	15,738		
	( 100.0%)	( 64.9%)	( 35.1%)	( 16.2%)	( 13.5%)	( 5.4%)		
75-79歳	361,423	180,712	180,712	56,472	67,767	56,472		
	( 100.0%)	( 50.0%)	( 50.0%)	( 15.6%)	( 18.8%)	( 15.6%)		
80歳以上	674,187	433,406	240,781	48,156	96,312	96,312		
	( 100.0%)	( 64.3%)	( 35.7%)	( 7.1%)	( 14.3%)	( 14.3%)		

					保管制度を利用したいと思う							
			保	管制度を						(内訳)		
		全体	利	用したいと	保	管制度を	<b>*</b>	ぐにでも利	米山・	年のうちに	将	来的に必
			Ę	思わない	利。	用したいと	}	したい	3	平のうろに 利用したい	要	が生じれ
<今後作成見込み>					思	う	πι	J/261	ı	が用したい	ば	利用したい
小計		9,927,157		5,438,001		4,489,156		520,253		1,637,079	-	2,331,824
	(	100.0%)	(	56.5%)	(	43.5%)	(	5.2%)	(	16.5%)	(	23.5%)
55-59歳		1,624,142		635,534		988,608		105,922		282,460	-	600,227
	(	100.0%)	(	39.1%)	(	60.9%)	(	6.5%)	(	17.4%)	(	37.0%)
60-64歳		2,076,837		925,676		1,151,161		118,676		320,426	-	712,058
	(	100.0%)	(	44.6%)	(	55.4%)	(	5.7%)	(	15.4%)	(	34.3%)
65-69歳		1,936,225		1,047,839		888,386		113,896		330,297	-	444,193
	(	100.0%)	(	54.1%)	(	45.9%)	(	5.9%)	(	17.1%)	(	22.9%)
70-74歳		1,265,229		791,739		473,491		31,049	auconom	240,626	***************************************	201,816
	(	100.0%)	(	62.6%)	(	37.4%)	(	2.5%)	(	19.0%)	(	16.0%)
75-79歳		1,314,646		802,157		512,489		55,705		178,257	-	278,527
	(	100.0%)	(	61.0%)	(	39.0%)	(	4.2%)	(	13.6%)	(	21.2%)
80歳以上		1,710,077		1,235,056		475,021	_	95,004		285,013	-	95,004
	(	100.0%)	(	72.2%)	(	27.8%)	(	5.6%)	(	16.7%)	(	5.6%)

以上から、日本全体では自筆証書遺言を既に作成している 2,117,105 名のうち 892,935 名が、また今後作成見込みの 9,927,157 名のうち 4,489,156 名がそれぞれ保管制度を利用したいと考えているものと推定する。また、「すぐにでも利用したい」に着目すると、「作成済み」の方のうち 216,894 名、「作成見込み」の方のうち 520,253 名が該当する。

#### (2)保管制度の利用時期の想定

本アンケートについては、具体的な年次は訊ねなかったものの、前掲のとおり、保管制度の利用希望時期につき「すぐに利用したい」「数年のうちに利用したい」「将来的に必要になったら利用したい」の3段階で回答をお願いした。

その結果、2020~2024年度にかけ、保管制度の利用(遺言の保管)が行われる時期を推定したのが下表である。制度整備の完了・保管制度サービスの提供開始時期を2020年度とすれは、初年時に約73.7万人が遺言書保管制度を活用するものと考えられる。

図表 35 アンケート回答(制度利用時期見込み)別にみた、

#### 保管制度の利用される時期の想定 (2024年度まで)

既作成者	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
すぐに利用したい	216,894				
数年のうちに利用		135,354	138,602	141,850	
将来的に利用					62,798
合計	216,894	135,354	138,602	141,850	62,798

作成見込み者	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
すぐに利用したい	520,253				
数年のうちに利用		532,903	545,693	558,483	
将来的に利用					562,699
予想ニーズ(50代前半:すぐに利用)					92,303
合計	520,253	532,903	545,693	558,483	655,002

既作成者・作成見込み者合計	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
すぐに利用したい	737,147	0	0	0	0
数年のうちに利用	0	668,257	684,295	700,333	0
将来的に利用	0	0	0	0	625,497
予想ニーズ(50代前半:すぐに利用)	0	0	0	0	92,303
合計	737,147	668,257	684,295	700,333	717,800

条件は以下のとおりである。

#### ○「すぐに利用したい」者

本調査回答中、すぐにでも利用したいと考えている可能性があるものの、本保管制度の整備を考え、最も早い開始時期を 2020 年度と設定すると、ほぼすべての方が当該年に保管制度の利用を希望する可能性は充分にある。そこで、「すぐに利用」の方は 2020 年度に制度を利用するものとした。

#### ○「数年のうちに利用」の者

制度整備完了時期を2020年とすると、本調査回答時点からすでに2年経過しており「数年」と捉える範疇になる可能性もある。そこで「数年のうちに利用」と回答した者は「すぐ

に利用したい」と答えた者が利用した後の  $2021\sim2023$  年度の 3 年間で利用すると仮定し、それぞれ、高齢化率の伸び率(内閣府高齢社会白書平成 28 年版,2020(29.1),2025(30.3) 各年 0.24 増)を  $2021\sim2023$  年度の 3 年間に割り付けた。

#### ○「将来的に利用」の者

将来的に利用とした回答者については、必ずしも利用時期の到来が何に紐づいているか明らかでないものの、ここでは仮説的に「数年のうちに利用」と答えた者が利用した後の2024~2028年度の4年間で利用すると仮定し、高齢化率の伸び率を用い4年間に割り付けた。

#### ○その他の利用者

本ニーズ調査は、55 歳以上の者を対象に実施したため、2024 には、50 歳から 54 歳までの者が、55 歳~60 歳の年齢となる。そのため、現在のこれらの世代の人口(8,024 千人)から、ニーズ調査で得られた 55 歳~60 歳の結果に基づき計算すると、自筆証書遺言を作成したいとする者は 1,420,054 人(17.7%)であり、このうち「すぐにでも」利用する者 92,303(6.5%)と見込まれる。

#### (3)遺言の写しの請求時期

保管された遺言については、遺言作成者が亡くなったあと、証明書を請求することができることになる。

ここでは、平均寿命を用い、遺言書の証明書の請求がいつ頃行われることになるのかの件数を推定したのが下表である。男性の遺言作成者(保管制度利用者)の死亡数が増加する2024・2025年度は特に請求が増加するものと考えられる。

図表 36 保管された遺言の写しが請求される時期の推定(2025年度まで)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
遺言作成者が男性	69,668	69,668	69,668	69,668	73,810	86,238
遺言作成者が女性	0	0	81,156	81,156	81,156	81,156
合計	69,668	69,668	150,824	150,824	154,966	167,393

条件は以下のとおりである。

・遺言作成者の死亡時期:男女それぞれの平均寿命がそれぞれ80.98歳、87.14歳であること(厚生労働省:平成28年簡易生命表の概況による)から、男性は80歳、女性は87歳になった年に亡くなることと仮定した。但し、年度別の人数とするため、第4四半期分の死亡者数を補正している。

・遺言書の写しの請求時期:実際には様々な手続きを経て、遺族等が法務局を訪れ遺言者の 写しを取得するものと考えられるが、ここでは遺言作成者が亡くなった年のうちに写し の請求が行われるものとした。

なお、近年、平均寿命は年々延伸しているものの、本推定においては、厚生労働省 平成 28 年簡易生命表における平均寿命のみによって計算を行っており、今後の平均寿命の延伸 については推計・反映を行っていない。